

ソーシャル・ユニオニズムと現代アメリカ政治 ——ヒスパニック系移民の動向を中心に——

Social Unionism and the Politics of the Social Policy in the United States.

高橋善隆

要旨

2005年にAFL-CIOは分裂し、1955年以来統一されていたアメリカ労働運動のナショナル・センターが大きく分断されることになった。1995年のスウィニー執行部成立以来、ソーシャル・ユニオニズムの復権が評価されていたが、ソーシャル・ユニオニズム内部の対立が鮮明化した構図となっている。本論では①ビジネス・ユニオニズムとソーシャル・ユニオニズムの対立というアメリカ労働運動の歴史的背景、②戦後期に優位を確立したビジネス・ユニオニズムがアメリカ社会の制度設計に残した負の遺産、③ビジネス・ユニオニズムの失墜、ソーシャル・ユニオニズムの復権という状況下で活力の中心となっている「ヒスパニック系移民の動向」について検討する。さらにアメリカ労働運動の変容とナショナル・センターの分裂が、アメリカ政治全体にどのような影響を及ぼすことになるのか考察してみたい。

はじめに

現代アメリカ政治の混迷と錯綜は外交や中東情勢にとどまるものではない。国内政治の文脈においても、1994年以降の共和党多数議会在が継続されるのか、中道右派的トレンドが長期安定のレジーム形成にいたるのか、近年では懐疑的見解がむしろ多数を占めている。アメリカ政治の潮流は岐路にあるといえるだろう。

民主党・共和党の支持基盤に関しても近年の動向は過去の通説的理解を超える変動の渦中にある。筆者の問題関心はエスニック・マイノリティー、労働組合といった伝統的な民主党の支持基盤が現状においてどのような趨勢を示しているのか検討することにある。

1995年におけるAFL-CIO執行部の刷新、2005年におけるナショナルセンターの分裂はアメリカ政治の中長期展望にどのようなインパクトを与えうるのか？ 1994年以来続いた共和党優位の状況に対し2006年の変化は分水嶺となるのか？ ニューディール連合の時代と異なり、必ずしも支配的な支持基盤の一角を形成しているとはいえない労働運動も、中西部のスウィング・ステートなど帰趨を占う主要な局面で重要な影響力を保持していることは否定できない。

本稿では戦後アメリカ労働運動の問題点を「ビジネス・ユニオニズムとソーシャル・ユニオニズムの相克」という視点から再検討する。戦後期に支配的であったビジネス・ユニオニズムの問題点が労働法制のみならず、公的医療保険の欠如にも大きく関係していることを明らかにする。こうした作業を踏まえたうえで、1995年以後のソーシャル・ユニオニズムの復権が現代アメリカ政治にどのような変化をもたらしているのか、民主党の動向や移民労働者の現状と関連させながら検討してゆきたい。

第1章 ソーシャル・ユニオニズムの復権と現代アメリカ政治

2005年9月、アメリカの労働団体は、ナショナル・センター・レベルで分裂し、「勝利のための変革」(Change to Win)が540万人を擁して発足した。これはAFL-CIO全体の38%にあたる。CTWに加盟した組合はSEIU、チーム・スターズなどサービス業にかかわる業界が多く、AFL-CIOに残った組合は鉄・自動車・公共セクターの分野であるとされる。しかしAFL-CIOのトップであるジョン・スウィニー自身SEIU出身であり、分裂した人々と考え方の近い立場にある。1995年の指導部交代劇が「ソーシャル・ユニオニズムの復権」という言葉で語られるように、現執行部は建前としては戦後期のあり方に批判的立場をとっている。ではなぜ指導部の刷新を経て、なお分裂が生じたのだろうか？⁽¹⁾

その理由を考えるためには、ソーシャル・ユニオニズムの意味内容や多義性を検討する必要がある。そもそも戦後期のビジネス・ユニオニズムとは何であったのか？ ビジネス・ユニオニズムとソーシャル・ユニオニズムの相克はどのように展開されてきたのか？ 現在カリフォルニアで展開されている新たな潮流はどのような性格を持つ動きであるのか？ 第一章ではこうした問題を論点として取り上げる。

1-1 ソーシャル・ユニオニズムとビジネス・ユニオニズムの相克

現代アメリカ政治における労働運動を検討する場合、2つの潮流を理解する必要がある。AFL(アメリカ労働総同盟)に代表されるビジネス・ユニオニズムとIWW(世界産業別組合)、CIO(産業別組合会議)に代表されるソーシャル・ユニオニズムである。組合員の経済的利益を実現するビジネス・ユニオニズムに対して、社会的公正の実現や社会全体の向上を目標とする立場をソーシャル・ユニオニズムと定義することができる。近年ではこうした既存の意味内容に加えて1980年代以降の労働運動再活性化モデルを「ソーシャル・ムーブメント・ユニオニズム」と表現している。いわゆる「新しい社会運動」の潮流の中で古色蒼然たるものとして労働運動を否定するのではなく、①既存の労使関係を越え、環境・ジェンダーなどを対象とする②社会運動団体と協力関係・同盟関係にある③組織の民主化・グラスルーツの活性化を行う④国際連帯・国際交流を進める、などの方向性を実現しようとしているのである。⁽²⁾

カリフォルニアで展開されている近年の労働運動は、公民権運動の経験から「市民的不服従」「街頭パフォーマンス」などの要素を取り入れ多くの成果をあげている。

また、マサチューセッツ州立大アマースト校のダン・クロソン教授は「かつて1930年代のCIO結成が組合員の範囲拡大・労働運動の質的変容を促し高揚期を迎えたように、現在のアメリカ労働運動は社会運動との融合による再活性化を必要としている」と述べ、新たな高揚期の到来を期待している。⁽³⁾ こうした近年の動向については第3章で検討するが、ソーシャル・ユニオニズムの意味内容が初期におけるアナキズムやソーシャリズムとはまったく異なる含意を持つことは確認する必要がある。

経験的事実として、戦後期のアメリカ労働運動はビジネス・ユニオニズムが主流であったといえる。ニューディール連合の中で大企業のマイナーパートナーとして既得権益化した労働運動は多くの弊害を露呈した。非民主的な幹部支配、人種差別、女性蔑視、「ベトナム戦争支持の最後の砦」など他の先進国には見られない特異な体質は、戦後40年間のトップがジョージ・ミーニー(1955-79)、レーン・カー克蘭ド(1979-95)の2人に集約されることにも象徴されている。

1-2 ワグナー法からタフト・ハートレー法へ

アメリカ政治史の長い歴史において政権が急進的色彩を帯び、ソーシャル・ユニオニズムが政権に大きな影響力を行使していた稀有な時代がある。第二期、第三期のローズベルト政権である。とりわけワグナー法制定の1935年から副大統領など政権中枢が交代を余儀なくされる1944年まで、進歩的知識人や都市労働者、農業部門などの支持を背景に斬新な政策が展開された。⁽⁴⁾

政権一期目のローズベルトは産業復興法体制の下、オール与党ともいえる体制で臨んでいたために、労働界の意向は、産業復興法7条a項に部分的に反映されながらも、必ずしも重視されたわけではなかった。建前上、団結権・団体交渉権を認めながらも経営者に承認や交渉を強制しない玉虫色の枠組が示されたのである。こうした折衷的な態度は業界間の既得権益に関しても同様で、産業復興法は矛盾する要求を丸呑みする枠組であったため政策の帰結としては成果のないものとなった。1935年の4月から5月にかけて産業界は合衆国商工会議所でローズベルト批判を展開し、最高裁判所が復興法体制を憲法違反とするシェクター判決を下すに及んで、政権は窮地に立たされる。7月5日、ローズベルトは経営側の交渉義務、全国労働関係委員会の権限強化などを盛り込んだワグナー法に署名する。これは前年にほぼ同一内容の労働法案に対し拒否権を行使したローズベルトからすれば苦渋の選択だったともいえる。こうした決断は翌1936年の大統領選で523票対8票という大差での再選をもたらすことになり、その後の8年間はロバート・ワグナー(ニューヨーク州選出上院議員)、ヘンリー・ウォレス(農務長官のち副大統領)などが影響力を持つ政権が展開される。

こうした流れを受け1938年には産業別組合会議(CIO)が結成され、ジョンリスらの指導の

下403万8000人が組織化されることになる。1941年には全米自動車労組（UAW）が反組合主義の強力なフォード社で組織化に成功しビッグ3を掌握するなど、影響力の拡大が続いた。他方、1942年に小鉄鋼方式（FSL）と呼ばれる賃金抑制と付加給付の拡大というスタイルが形成され、1946年から49年にかけての労使協定で自動車産業における「経営権承認、非政治化」とその代償としての「基幹労働者の高所得・先任権ルールによる雇用保障」が確立されたことは戦後期のビジネス・ユニオニズムにつながる動向といえる。

1944年の民主党大会では「ハネガン動議」⁽⁵⁾と呼ばれる議事進行の駆け引きもあり、副大統領候補選出の過程で有力視されていたウォレスがトルーマンに敗れるという波乱があった。ウォレスはその後も商務長官として閣内にとどまるものの、ローズベルト死後のトルーマン政権では1946年に政権を去っている。やがて1948年には民主党を割り「進歩党」を結成して大統領選に望むが政治生命を失うことになる。⁽⁶⁾ 政権の中心も急進派から中道へとシフトしてゆき、1947年には民主党保守派の離反もありトルーマンの拒否権を超えてタフト・ハートレー法が制定される。タフトハートレー法はクローズドショップを禁止し、ユニオンショップさえ州によりこれを禁止しうる内容を含んでいる。また組合による被用者への権利侵害を禁止するなどワグナー法を修正する内容となっている。

戦後期の労働法制はタフトハートレー法とこれを補完するランドラム・グリフィン法が基本となっており、そのもとで1955年にAFLとCIOの合併を受けて、「経営権承認・非政治化」とその代償としての「基幹労働者の高所得・先任権ルールによる雇用保障」というビジネス・ユニオニズムが定着してゆくのである。

1-3 ソーシャル・ユニオニズムの復権

1955年から95年にいたる戦後期の労働運動はビジネス・ユニオニズムを基本とするものだった。反移民、非民主的幹部支配などの問題点を抱え、大企業のジュニア・パートナーとして既得権益の受益者となった。「ベトナム戦争支持の最後の砦」となり政権が共和党に変わるとニクソン支持を表明することもあった。

こうした守旧派に対し「ニュー・ボイス」グループが擁立したのが、ジョン・スウィニーである。1995年以降の新潮流のもとでは基幹労働者に軽視されがちな、移民や女性労働者の組織化が進行している。医療保険も年金もないビル清掃業者を組織し、3週間のストによって26%の賃上げと医療保険を勝ち取った「ジャスティス・フォー・ジャンター・キャンペーン」、在宅介護者7万4000人の組織化など多くの分野で新たな成果が示された。移民政策も2000年に方針転換がなされている。

しかしこうした成果にもかかわらず、組合組織率は12.5%と低下傾向に歯止めがかからず、また組合の資源の活用法をめぐる多くの対立がある。民主党への献金を優先するか、組織化予

算を傘下の労組に戻すべきか、などの争点がある。ソーシャル・ユニオニズムが執行部を掌握しているにもかかわらず、さらなる変化を求めて求めてナショナルセンターが分裂したのである。「勝利への変革」(CTW)の結成である。以下の章ではこうしたアメリカ労働運動の動向が持つ政治的意味を検討してゆく。

第2章 ビジネス・ユニオニズムがもたらした制度設計？

これまで、組合員の経済的利益を実現するビジネスユニオニズムに対して、社会的公正の実現や社会全体の向上を目標とする立場をソーシャルユニオニズムとしてその相克を検討してきた。こうした問題は狭義の労働運動や民主党政権の社会的基盤に限定されることなく、戦後アメリカ社会の制度設計にも大きな影響を与えている。

アメリカ福祉国家が抱える問題点、とりわけ医療保険の欠如は、「雇用主提供型医療保険」を団体交渉で手にしている大企業労組が国民皆保険に消極的であったことと無関係ではない。第2章では、1950年代における政策選択として、国民皆保険ではなくビジネスユニオニズムに有利な「雇用主提供保険」が選択された経緯、1990年代における皆保険を目指す改革が、共和党による対抗員と、ビジネスユニオニズムの消極的態度によって挫折したことを問題とする。⁽⁷⁾

2-1 比較の中のアメリカ福祉国家

スカンジナビアや大陸ヨーロッパとの比較の中で、エスピン・アンデルセンは、アメリカを「自由主義的福祉レジーム」と類型化し、公的扶助を受けるものへの「スティグマ」、資産格差に応じた福祉、市場に依存した民間からの福祉供給をその特徴としている。⁽⁸⁾ 福祉国家の基盤を「年金」「医療保険」「社会的扶助」「労働市場政策」の領域から検討するなら、アメリカ社会は「401K」に代表される資金運用を年金制度の中心におき、公的医療保険は存在せず、社会的扶助の受益者には厳しい「ミーンズテスト」が課されたうえに「スティグマ」を押されるという特徴を持っている。また近年の改革に見られるように「就労促進」型の労働市場政策によって福祉削減の政策潮流が示されていることも重要である。⁽⁹⁾

こうした制度は従来、分権的統治構造や自助の精神などから説明されてきたが、近年ではより精緻な政策選択の問題としてアメリカの福祉レジームを研究する動向も増えてきている。本論では「公的医療保険の欠如」に対象を限定し、ビジネスユニオニズムが関与した政策選択の問題としてこの論点を検討してみたい。

2-2 アメリカにはなぜ医療保険が存在しないのか？

今日、アメリカではブルークロス、ブルーシールド、シグナ、パシフィケア、ヒューマナなど公的でない医療保険に依存する割合が60%を占めている。これに加え政府が、高齢者にメディケ

ア、貧困層にメディケイドを提供しておりその割合は25%を占める。残る15%、4700万人のアメリカ市民が無保険者ということになる。

こうした制度設計はどのような経緯で現在に至っているのか。初期におけるAFLでは、サミュエル・ゴンパースが1910年代から20年代にかけて激しく「政府運営の社会保険計画」を批判していたものの、1930年代にはAFL, CIOともに「義務的医療保険」と「雇用主負担医療保険」を同時に検討していたとされる。1940年代前半には、国民医療保険をめぐる支持・不支持は拮抗し、多くの可能性が存在していた。しかし、1946年におけるアメリカ商工会議所の「義務的国民医療保険」反対表明を受け、トルーマンの皆保険提案は挫折することになる。こうした文脈の中で労働サイドのリーダーたちは皆保険にこだわるよりも、経営者負担の制度を獲得するという選択を行った。雇用主提供医療保険を推進する背景としては、戦時下の賃金統制令にもかかわらず医療に関する付加給付は例外扱いされていたこと、全米労働関係委員会が保険給付を団体交渉の対象として認定し強力に支援したこと、医療保険料が税控除の対象として優遇されたことなどが指摘されている。また業界にとっても団体保険は予測可能性が高く、リスク・プールとして優位性があるとされる。

ビジネス・ユニオニズムのもとでの労働組合が、国民一般の利害とは分断された医療保険制度を選択したことに加え、企業の側にもこうした負担を容認しうる事情があった。高度成長期のアメリカ社会では「寡占的企業行動と管理価格」が可能とされ、価格は需要と供給でなく、生産コストに一定利潤をマークアップするメカニズムが働いていた。医療給付などのフリンジ・ベネフィットを吸収するため「操業率80%で利益率8%を確保しうる価格設定」(ゼネラル・モーターズ)が認められていたのである。戦後期の寡占構造が崩れ大企業が国際競争にさらされる現在では、むしろ経営側からこうした医療制度を見直す動きも出てきているのは皮肉なことである。

1945年に約60万人だった「団体交渉による医療保険の加入者」は1958年には3600万人となり、1953年から58年がその確立期とされる。1955年にAFL-CIOが合同しアメリカ労働運動の主流がビジネス・ユニオニズムに一体化してゆく動きと、こうした制度形成は平行して進展していたと見るべきだろう。まさしく「一部の人のための医療保障が全国民のための医療保障を排除してしまった」過程として1950年代の制度形成を理解することができる。⁽¹⁰⁾

2-3 クリントン政権の国民健康保険改革と共和党の対抗動員

雇用主提供型の医療保険には、高齢者や貧困層が対象とならず、内容や水準も雇用主の裁量次第、転職・失業により資格が失われてしまう、などの問題点がある。1960年代の「偉大な社会」建設により高齢者にはメディケア、貧困層にはメディケイドが制度化されたが、自営業・中小企業を中心に15%、4700万人のアメリカ市民が今日でも無保険状態にある。1994年の国民健康保険改革で、クリントン政権は「中小企業も従業員健康保険経費を経営者が負担する改革案」を提

起したが、この動きが共和党の対抗動員を招くことになった。全米税制改革協議会ATR会長グローバー・ノーキストは、健康保険改革を阻止するための「水曜会」を組織し、Leave Us Alone Coalitionを結成することで草の根の保守層を政治的に覚醒させた。⁽¹¹⁾ リバタリアンの立場にあるこうした主張は「肥大化した連邦政府・大企業・労働組合による邪悪な管理社会を阻止する」といったプロパガンダさえ展開した。全米自営業者連合NFIBなど改革で抛出者に想定される人々は当然のことながらこうした新保守連合に結集された。他方、労働組合が国民皆保険のために積極的に動くことはなく、1994年の中間選挙では共和党の新人議員73人が当選を果たすなど40年ぶりに上下両院の多数派を占めた。AFL-CIOはロビイング相手の民主党が勢力を失うとともに、組織の刷新を図るべく翌95年のスウィーニー執行部成立へと変容を迫られることになる。

興味深いのは中間選挙敗北後のクリントン政権の動向である。クリントンは国民皆保険を断念するが、これとは逆のベクトルで福祉改革を断行することになる。中間層に医療保険が存在せず、低所得層をメディケイドで救済する制度設計のもとでは、一定の所得を得てしまうとプログラムを利用できなくなるため、多くの人々が就職せず、公的扶助を受け続けることになる。こうした矛盾に対応するため、就労促進型の福祉改革を断行したのである。1996年8月の「個人責任就労機会調停法」は義務的経費として構造化されていた「要扶助児童家庭援助AFDC」を廃止し、一時的一括補助金として「要保護家庭暫定扶助TANF」を発足した。これにより政府支出は541億ドル削減され、給付期間の限定とともに、期間内でも就労忌避に対して給付停止の懲罰が課せられることになった。これと並行してクリントンはメディケア、メディケイドの支出抑制にも着手し、他の支出項目とあわせて5年間で4960億ドルの財政赤字削減を実現している。レーガン政権ですら実現できなかった福祉削減と財政再建に成功したといえる。本来、福祉削減は選挙戦略上不利に働くはずだが、抛出者と受益者の一致しない支出項目についてはこうした力学は働かず、むしろ民主党支持者の許容する範囲内で中道右派へと支持基盤を拡大することにつながったと見ることもできる。⁽¹²⁾

ソーシャル・ユニオニズムのもとで再生を目指すアメリカ労働運動、政権奪還を目指す民主党、こうしたアクターが今後どのような改革を提起していくのか？ 福祉政策は、その試金石ともいべき重要な政策領域をなしている。

第3章 ソーシャル・ユニオニズムを担うヒスパニック系移民

ジャステス・フォー・ジャンター・キャンペーンに見られるようにカリフォルニアにおけるソーシャル・ユニオニズムの担い手が移民や女性にあることはすでに述べた。労働運動活性化の活力源というだけでなく、ヒスパニック系移民は全人口の12.5%を占め、戦略的マイノリティーの立場にある。とりわけテキサス・フロリダなどの主要な州で帰趨を占う重要なアクターとなっている。第3章では「民主党・共和党の支持基盤が歴史的にどのように変遷したのか」という視点と

関連させながら、戦略的マイノリティーとしてのヒスパニック系移民の重要性を検討したい。

3-1 現代アメリカ政治における政党支持基盤の変遷

近年の大統領選挙では、「東部・西海岸は民主党」「南部・ロッキー山系は共和党」「中西部はスウィング・ステート」という傾向が示されている。19世紀における「北部=共和党」「南部=民主党」という構図から現代へといたる変化の背景にはどのような要因があるのだろうか。19世紀の民主党が大土地所有者や後発移民の政党であったのに対し、共和党は産業化を推進する人々から支持されまた同時に社会進歩の担い手でもあった。こうした単純な構図が崩れたのはニューディール期のことである。1948年の大統領選は当時の政党構成を象徴している。民主党内からトルーマン、ウォレス、サーモンドと3人の候補者が擁立されたのである。1935年から44年にかけては政権の中心でもあったウォレスら急進派は離党して「進歩党」を結成し大統領選に臨む。主流派は中道の立場からトルーマンを擁立し、南部保守派はサーモンドを独自の党派から候補者に推した。民主党の3分裂にもかかわらずトルーマンは共和党のデューイに勝利するが、サーモンドは後に共和党へと鞍替えすることになる。当時の民主党はもっとも斬新な政策を持つグループともっとも保守的なグループが混在していたことを見て取れるだろう。図3-1にあるようにスコッチポルのニューディール研究は「ワグナー法支持というローズベルトの苦渋の決断」が議会の構成に占める南部民主党の相対的減少と関係していたことを指摘している。⁽¹³⁾ 南部保守派はしばしば議

〔図3-1〕 議会における民主党議院の構成 1931-36

Composition of congressional Democratic party, 1931-1936

Congress	House		
	Total	Urban	South
73d (1931-32)	217	46 (21.2)	100 (46.1)
74th (1933-34)	313	7 (23.3)	100 (31.9)
75th (1935-36)	322	86 (26.7)	100 (31.1)

Congress	Senate		
	Total	Urban	South
73d (1931-32)	47	5 (10.6)	22 (46.8)
74th (1933-34)	59	7 (11.9)	22 (37.3)
75th (1935-36)	69	10 (14.5)	22 (31.9)

〔出典〕 スコッチポル 1995. p.136

会内で共和党と共闘し、1947年のタフトハートレー法は民主党保守派の離反によりトルーマンの拒否権を越えて法制化された。14条b項にある、ユニオンショップを州によっては禁止しうる「労働権」規定により南部はノンユニオン戦略の拠点となり、共和党の地盤となってゆくのである。また1960年代の公民権運動も南部民主党保守派の離反を促す要因となっている。「奴隷制廃止を掲げて結党した共和党が、南部民主党保守派の人種差別意識、反公民権感情によって多数派を奪還した」という皮肉が、現在の構図に示されている。

3-2 「移民のいない日」の衝撃

ヒスパニック系移民は、カリフォルニア労働運動の活力源というだけでなく、テキサス・フロリダでも勝敗を左右する重要なアクターである。また人口構成の上でもアメリカ全体の12.5%を占め戦略的マイノリティーとなっている。2000年の大統領選挙においてヒスパニック系の支持は、ゴア65%対ブッシュ35%だったが、2004年にはケリー55%対ブッシュ45%と接近している。また2000年には16人のヒスパニック系下院議員全員が民主党だったが、2004年にはフロリダで共和党から上院議員が誕生している。テキサス州のヒスパニック系移民に至っては、ケリー支持41%対ブッシュ支持59%と逆転してさえいる。人口構成の推移から見てヒスパニック系の支持をめぐる民主党、共和党の争いは今後も熾烈なものとなっていくことが予想される。⁽¹⁴⁾

こうした文脈からも、支持を獲得する手段として、また誰が市民（有権者）であるのかを定める枠組みとして移民法は重要な争点領域を形成している。第2節ではアメリカの移民法制を概観するとともに、近年の移民法改正をめぐる動きを検討する。

移民により建国され移民を国力の基盤としてきたアメリカが例外的に原国籍による選別を行っていたのが1924年から65年までのQuota Law時代である。これは1920年の白人人口比率に応じて各国別割当を設定し、1927年以降移民受け入れの上限を15万人に限定するというものであった。1890年から1914年にかけて激増した新移民1800万人への対応として、東欧系・南欧系の後発移民を排除する目的があったとされる。また西半球には制限がなくアジア系は全面禁止という地域的な偏向もあった。これに対し「原国籍による選別は志願者の出生地という個々人には選択の余地がない偶然を選択の基準としていた」という制度趣旨から1965年にハート・セラー法が制定された。志願者の技能・職能、離散家族の再結合という2つを選別の基準に設定し、上限として東半球17万人、西半球12万人が認められた。これは社会的内実として、戦火を逃れた欧州移民の「家族呼び寄せ」を意図するものだったが、技能により入国したアジア人が膨大な家族を呼び寄せるなどの予期せぬ現実をもたらした。⁽¹⁵⁾

1986年の移民法は、一定の条件を満たした非合法移民の合法化を目指し、最終的に300万人にアムネ스티を与えたが、非合法移民の雇用者に罰則規定を与えるものでもあった。「移民はAFLの雇用を奪う」と述べたサミュエル・ゴンパース以来労働組合内部にはある種の反移民感情があ

り、またスト破りに移民が利用されるなどの事情もあって、AFL-CIOは非合法移民の雇用主へ制裁を課す法案を推進してきた。

こうした状況に変化が生じたのは1990年代である。ケント・ウォンらの設立したアジア・太平洋系アメリカ人労働者連合（APALA）が1992年以来、移民労働者の組織化や移民政策の転換を提起し、2000年2月16日にはAFL-CIOも従来の移民政策を転換するにいたったのである。そこでは更なる600万人の非合法移民に対するアムネ스티や雇用主への制裁撤廃が掲げられている。

2005年12月に下院を通過したセンセンブレナー法案は、非正規滞在移民と彼らを支援した人々に対し刑事罰を課するという内容であったため全米に反対運動が起こった。2006年3月10日から5月1日にかけて「3月25日連合」「移民と難民の権利全国ネットワーク」などを中心に500万人が全米各地の100以上の都市でデモをしたとされる。ロサンゼルスでは3月25日から5月1日までの間に200万人がデモを行い、ニューヨークでも5月1日に35万人がデモに参加した。5月1日の動員は数の上では公民権運動のピーク時を超えるものだったとケント・ウォンが語っている。当日の経済的ボイコットは、地域経済にすさまじい余波を及ぼし、商業地区の事業停止などの衝撃を与えた。こうした文脈を受け共和党の提案した包括的移民制度改革法案は、2007年6月28日に上院で否決となった。⁽¹⁶⁾

3-3 戦略的マイノリティーとしてのヒスパニック系移民

ロサンゼルス労働運動を中心にヒスパニック系移民の動向を描いた研究書がある。ルース・ミルクマンの『L.A. STORY』である。⁽¹⁷⁾ カリフォルニアの特殊な事情として、旧AFL系組合の影響力、東部や中西部の守旧派から距離をおいた地理的条件、新たに参入したヒスパニック系移民の組織化などが突出した労働運動活性化の要因として指摘されている。表3-1にあるように壁職人、トラック運転手、繊維工、清掃業者（ジャンター）などに占めるヒスパニック系の比率は1970年から2000年にかけて、飛躍的に増大している。特にジャンターは10.3%から63.4%へと上昇の度合いが高い。表3-2に見られる全米の動向でもヒスパニック系の上昇は傾向として見て取

〔表3-1〕ロサンゼルス主要な5つの郡における壁職人、トラック運転手、繊維工、清掃員の人種構成1970-2000

Occupation	1970	1980	1990	2000
Drywallers				
Native-born white	77.5%	68.1%	42.9%	24.1%
Foreign-born white	3.2	2.9	1.7	0.5
Native-born black	3.2	3.2	1.7	2.3
Native-born Hispanic	9.7	12.9	11.9	14.9
Foreign-born Hispanic	6.4	9.0	40.2	55.7
Other	0.0	3.9	1.7	2.5
Population estimate	3,107	6,204	10,843	6,758

Truckers				
Native-born white	72.3%	60.2%	43.8%	32.4%
Foreign-born white	3.1	3.3	3.8	3.0
Native-born black	6.4	8.8	7.2	6.7
Native-born Hispanic	11.9	14.3	14.5	15.8
Foreign-born Hispanic	4.6	10.5	26.1	34.5
Other	1.7	2.9	4.6	7.6
Population estimate	74,862	100,947	138,275	150,722
Garment workers				
Native-born white	24.3%	15.8%	11.3%	6.2%
Foreign-born white	10.2	4.2	2.6	1.8
Native-born black	10.3	3.7	2.0	0.9
Native-born Hispanic	14.1	9.2	5.0	5.6
Foreign-born Hispanic	32.6	55.1	65.3	63.2
Foreign-born Asian	5.4	10.0	12.3	19.4
Other	3.1	2.0	1.5	2.9
Population estimate	39,094	64,573	88,146	82,442
Janitors				
Native-born white	46.7%	34.9%	18.5%	12.6%
Foreign-born white	5.3	4.1	2.3	1.5
Native-born black	24.0	15.8	7.3	5.2
Native-born Hispanic	11.8	11.6	9.3	11.3
Foreign-born Hispanic	10.3	28.9	56.2	63.4
Other	1.9	4.7	6.4	6.0
Population estimate	31,794	46,519	63,844	68,037

[出典] ミルクマン 2006 p.108

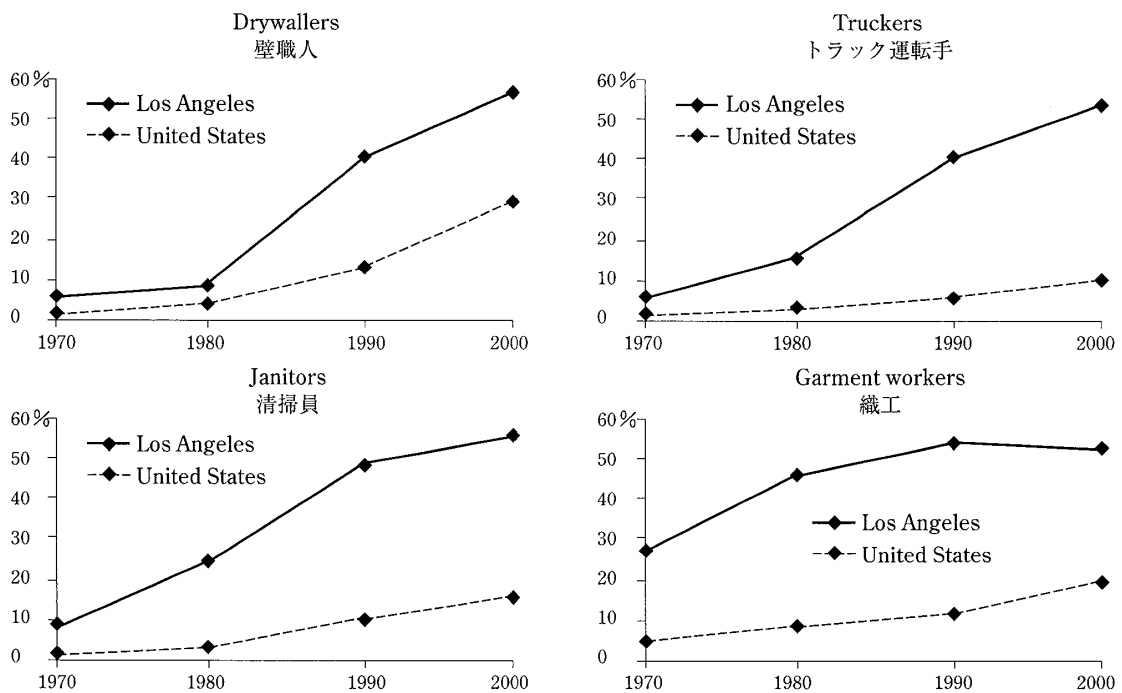
[表3-2] 全米における壁職人、トラック運転手、織工、清掃員の
人種構成 1970-2000

Occupation	1970	1980	1990	2000
Drywallers				
Native-born white	85.4%	79.8%	71.2%	54.6%
Foreign-born white	4.2	3.4	2.3	1.6
Native-born black	4.1	4.2	4.7	4.1
Native-born Hispanic	3.6	5.8	5.5	5.9
Foreign-born Hispanic	1.6	4.7	13.2	29.6
Other	1.0	2.3	3.1	4.1
Population estimate	36,689	63,987	98,146	129,768
Truckers				
Native-born white	80.9%	81.0%	77.3%	71.5%
Foreign-born white	1.6	1.6	1.8	2.1
Native-born black	10.5	10.4	10.3	10.4
Native-born Hispanic	4.1	4.0	4.5	5.3
Foreign-born Hispanic	1.6	1.6	3.9	6.4

Other	1.3	1.3	2.2	4.1
Population estimate	1,553,141	2,084,790	2,490,670	2,953,145
Garment workers				
Native-born white	68.6%	61.7%	56.0%	39.9%
Foreign-born white	10.0	6.4	4.2	3.7
Native-born black	8.4	11.8	12.9	9.5
Native-born Hispanic	5.3	5.3	4.2	5.0
Foreign-born Hispanic	5.5	9.6	13.9	23.6
Foreign-born Asian	1.3	3.8	7.2	14.7
Other	0.9	1.4	1.7	3.6
Population estimate	930,966	1,103,760	811,593	406,445
Janitors				
Native-born white	62.4%	64.9%	57.3%	50.0%
Foreign-born white	6.3	4.0	3.1	3.3
Native-born black	22.8	19.0	17.8	14.8
Native-born Hispanic	4.5	4.8	5.7	6.7
Foreign-born Hispanic	2.4	4.6	11.8	18.4
Other	1.5	2.8	4.4	6.9
Population estimate	679,015	1,006,748	1,074,976	1,214,513

〔出典〕 ミルクマン 2006 p.200

〔図3-2〕 労働者に占めるヒスパニック系移民の割合 1970-2000



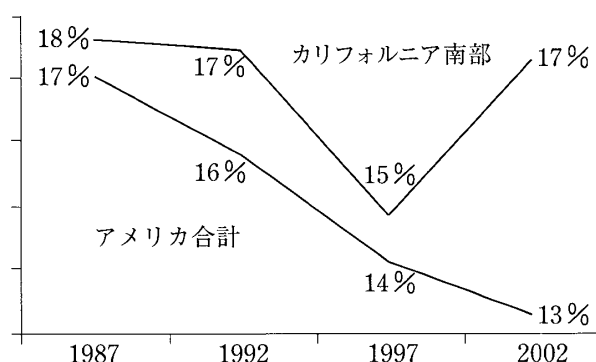
〔出典〕 ミルクマン 2006 P.111

れるが、総じて20%前後の比率にとどまっている。こうした事情はアメリカ全体の組合組織率が13%であるのに対しカリフォルニア南部が17%という状況にも大きく関係している。

ミルクマンは、従来教養に欠け怠け者で言葉ができないといった理由から組織化が困難とされてきた移民をなぜ組合に加えることができたのか3つの理由を指摘している。第一は、職場や居住地区を通じて、移民の社会的ネットワークが形成されており、これがカトリック教会により補強されていることである。第二の理由としては、とりわけ中南米のヒスパニック系に見られるように、彼らは出身国で労働組合や運動に関与した経験があり、連帯主義的世界観を共有していることがあげられる。さらに第三に、アメリカ国内での差別（不法滞在者への行政サービスを停止させようとするプロポジション187など）へ向かい合うためには対抗動員としての組織化が促進されるといった事情がある。(18)

近年における移民を中心としたキャンペーンとして4つの事例が紹介されており、成功例として「ジャスティス・フォー・ジャニター」(1990)、壁職人のストライキと組織化(1992)の2つが紹介されている。(19) ジャスティス・フォー・ジャニターは全米サービス従業員労組(SEIU)が綿密な調査を行い「トップダウン」の組織化戦略を展開すると同時に、組合員や支援者の工夫を凝らした「ボトムアップ」動員が効果的に結びついたため成功したと分析されている。また住宅建設の壁職人については、これまで移民労働者に冷淡であったカーペンターズ・ユニオンが最終的には支援に回ったことが成功の要因とされる。

〔図3-3〕近年の労働組合組織率（全米と南カリフォルニアの比較）



〔出典〕 ケント・ウォン来日資料より（2007年11月）

他方ジーンズ製造会社 Guess Inc. における織工の組織化は、縫製労組 (UNITE) が支援を縮小したため失敗に終わった。またロングビーチ港への荷物を運送するトラック運転手の組織化も、チームスターズでなく全米通信労組 (CWA) が行ったため情報不足、ノウハウ不足で失敗したと分析されている。

SEIU、チームスターズ、UNITE などロサンゼルスで有力な労働組合はいずれも、旧 AFL 系であ

〔図3-4〕 4つの組織化されたキャンペーン：発端と帰結

		キャンペーンの発端	
		Top-Down・トップダウン	Bottom-Up・ボトムアップ
キャンペーンの帰結	成功	Justice for Janitors (SEIU)	Drywallers (Carpenters' union)
	失敗	Guess-garmentworkers (ILGWU/UNITE)	Port truckers (CWA)

〔出典〕 ミルクマン2006 P.153

り、特定地域の同一業態にある労働者を包括的に組織化し、コミュニティーや地方議員と連携することで成果をあげている。ミルクマンによればこうした戦略は労働市場のフレキシビリティという経営側の戦略に対抗する有力な手段だという。他方、旧CIOの守旧派は全米労働委員会の組合承認選挙で職場単位の組織化を行うという硬直的戦略しか持たないとされる。1930年代以来の通説的図式であるAFL系=守旧派、CIO系=進歩派という構図を逆転する刺激的な指摘といえる。

2005年の「勝利への変革」(CTW)結成に参加したのはこうした旧AFL系の組合であり、東部・中西部とカリフォルニアの違い、AFL系とCIO系の相克などがヒスパニック系移民の活力と結びつき新たな潮流を生み出しているといえるだろう。

結びにかえて

「勝利のための変革」(CTW)結成によるナショナルセンターの分裂は、国政選挙や大統領選挙にどのような影響を与えるだろうか？ 多様な見解が示されている。

まず影響力を否定的にとらえる見解がある。ニューディール期や戦後の妥協体制とは異なりもはや労働運動が政治的に行使しうる影響力は限定的という立場である。他方、労働サイドの権力動員をある程度認めながらも、分裂自体が地方レベルでは実態をなしていないため影響がないとする見解もある。筆者がヒアリングを行ったマサチューセッツ州でもUNITEのアクティビストが従来どおりAFL-CIOの名刺で日常業務を続けるなど分裂の建前とは乖離した現実も東部では一般的である。またワシントンで訪問したCTW本部のスタッフが若々しい反面余りに実務とは祖遠な印象を受け、CTWの活動は加盟単産に依存しているという実情を痛感させられた。⁽²⁰⁾

ナショナルセンターの分裂はアメリカ現代政治に影響を与えうるのか否か？ 筆者の答はイエスの立場に立つものである。CTW結成による分裂が、スウィニーとアンディ・スターンの権力闘

争などというものでなく、ソーシャル・ユニオニズムの徹底を目指すものであるなら、再活性化の展望は広がることになる。

ビジネス・ユニオニズムが医療保険をめぐる戦後の制度設計に負の影響を与えたことはすでに述べた。90年代前半における国民皆保険への動きにも消極的だったことは問題が残る。「組合員の経済的利益のみならず社会的公正の実現を求めていく」という立場に立つならばアメリカ国民の15%、4700万人の無保険者と連帯することは当然の目標とされるべきだろう。

また「移民のいない日」(2006年5月1日)に関しても、マリア・エレナ・デュラゾが指導したロサンゼルスなどを除いては、必ずしも非合法移民を支援する動きと労働運動が連携できていない現実もある。移民法制に関する態度も分裂しており、2000年の政策転換以降も一部に反移民感情が残存している。1200万人の非合法移民と連帯してゆくことも重要な課題といえるだろう。

ソーシャル・ユニオニズムの目指す社会的公正の実現が、4700万人の無保険者や1200万人の非合法移民との連帯を意味するなら、そして「移民のいない日」の衝撃を本当の意味で共有できる状況が生まれたなら、労働運動の活性化はアメリカ現代政治に大きな影響力を及ぼすことが可能となるだろう。

注

- (1) AFL-CIOにおけるスウィニー執行部の成立や「ニュー・ヴォイス」については高須裕彦ほか『社会運動ユニオニズム』国際労働研究センター編著、緑風出版、2005年、を参照。
- (2) ソーシャル・ムーブメント・ユニオニズムの新たな定義については鈴木玲「社会運動的労働運動とは何か」、『大原社会問題研究所雑誌』No. 562/563、2005年9月10日、2-9頁を参照。
- (3) Clawson, Dan, 2003. *The Next Upsurge: Labour and The New Social Movement*. ILR Press, an imprint of Cornell University Press. Ithaca London.
- (4) 1935年から44年にかけてのアメリカ政治については、拙稿「歴史的制度論の国家像とその変容」、中央大学社会科学研究所研究叢書10『体制擁護と変革の思想』所収、中央大学出版部、2001年、を参照のこと。
- (5) 1944年7月20日の民主党大会で、副大統領候補の推薦演説が行われた後、緊急閉会動議が提出され、通常とは異なり投票は翌日に延期された。翌7月21日の投票に連絡の不徹底からウォレス派代議員の一部が間に合わず、第一回投票で過半数589票を獲得できなかったウォレスは泡沫候補の流動票を集めたトルーマンに逆転で敗れた。第一回投票：ウォレス429対トルーマン319、第二回投票：ウォレス472対トルーマン477、第三回投票：ウォレス105対トルーマン1031
- (6) 1948年の大統領選挙は民主党が三分裂し、党の公認候補としてトルーマン、元副大統領のウォレスが党を離脱し「進歩党」から立候補を表明、また南部保守派は独自の会派からサーモンドを擁立した。選挙結果は予想に反しトルーマンが共和党のデューイを303対189で破った。サーモンドは南部の39票を獲得したが、ウォレスは代議員を獲得することができず、事実上政治生命を断たれた。
- (7) アメリカの医療保険については、長谷川千春「雇用主提供医療保険システムの動揺」、渋谷博・中浜隆編『アメリカの年金と医療』日本経済評論社、2006年、所収を参照のこと。また社会政策学会114回大会(2007年5月19日東京大学)における第五分科会の長谷川千春報告「アメリカ型医療保障システムの検討」から多くの示唆を得た。
- (8) 福祉レジームの3類型にもとづくアメリカの評価についてはG. Esping-Andersen, 1990, *The Three*

- World of Welfare Capitalism*, Princeton, Princeton University Press. 岡沢憲芙、宮本太郎監訳、『福祉資本主義の三つの世界』ミネルバ書房、2001年、を参照のこと。
- (9) 福祉改革をめぐる政策潮流の体系的整理としてはPaul Pierson, 2001, “Coping with Permanent Austerity : Welfare State Restructuring in Affluent Democracies”, (in *The New Politics of Welfare State*, edited by Paul Pierson, 2001, Oxford, Oxford University Press)
- (10) Derickson, A. “Health Security for All ? Social Union asmand Universal Insurance 1935-1958”, *The Journal of American History*, March.
- (11) 1994年の中間選挙における共和党の支持基盤については、久保文明「共和党の変容と外交政策への含意」5-17頁を参照。『G. W. ブッシュ政権とアメリカの保守勢力』日本国際問題研究所編 2003年、所収。
- (12) クリントン政権の福祉改革については、拙稿「福祉をめぐる新しい政治の多様性—ポール・ピアソン(2001)を中心に—」跡見学園女子大学『人文学フォーラム』第4号2006年3月15日発行、(株)早稲田大学メディアミックス、80-81頁を参照。
- (13) Kenneth Finegold and Theda Skocpol, 1995, *State and Party in America' New Deal*, University of Wisconsin Press, Madison Wisconsin, p.136.
- (14) ヒスパニック系の投票動向については松岡泰「2004年選挙とマイノリティー集団」久保文明編『米国民民主党』日本国際問題研究所、2005年、所収、183 - 188頁を参照。
- (15) アメリカの移民法制についてはDavid Weissbrodt, *Immigration Law and Procedure*, West Group, St. Paul, Minnesota, 1998. を参考にした。
- (16) 2007年11月、ケント・ウォン UCLAレーバーセンター所長が来日し、2度にわたり懇談の機会をもつことができた。「移民のいない日」(2006年5月1日)についてはVictor Narro, Kent Wong, and Janna Shadduck-Herna 'ndez, “THE 2006 IMMIGRANT UPRISING Origin and Future”, in *New Labour Forum*, Volume16, Issue1, Winter 2007. を参照
- (17) Ruth, Milkman. 2006, *L. A. STORY, : Immigrant Worker and the Future of the US Labour Movement*, Russell Sage Foundation, New York.
- (18) Ibid., pp133-140.
- (19) Ibid., pp156.
- (20) 平成19-21年度文部省科学研究費補助金(基盤研究)「移動と情報ネットワークの政治学—帝国と越境するマルチチュード」(研究代表 加藤哲郎 一橋大学教授)において筆者は「ヒスパニック系移民とアメリカ労働運動」を分担している。本論はボストン・ワシントンにおける初年度の海外研修(2007年10月28日から11月7日)を契機に執筆された。